重要事項説明書

保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 (平成26年内閣府令第39号)第5条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は 次のとおりです。

第1 事業者

事業者名称	井村 恭子
主たる事務所の所在地	兵庫県西宮市馬場町 6-26
法人種別	個人
代表者職氏名	井村 恭子
電話番号	0798-56-7894

第2 事業の概要

事業の種類	小規模保育事業			
事業所の名称	キャンディ&ク	ウッキー		
事業所の所在地	西宮市馬場町(6-26		
電話番号・FAX	電 話 0798-56-7894 FAX 0798-56-7894			
管理者(施設長)氏名	塚田 ひとみ			
利用定員	0歳児 10ヶ月~	1歳児	2歳児	計
	3 人	3人	4人	10 人

第3 事業の目的・運営方針

当事業所は、保育を必要とする乳幼児の受け入れ、健全な心身の発達を目標とし、子どもにとって最もふさわしい生活の場を提供するように努めるものとする。

第4 施設・設備等の概要

(1) 施設

施設		構造	鉄筋コンクリート2階建ての 1階
加	臤	延床面積	66.10 m²

(2) 主な設備

設 備	居室数	備 考
保 育 室	2室	
調理室	1室	
幼児用・職員用	大 1器	
トイレ	小 2器	
事務室・玄関		
屋外遊戲場	(園庭)	屋外遊戲場 0 m² (代替場所 産所 公園)

第5 連携施設

当事業所では、下表のとおり連携施設を設定しています。

連携施設の種類	保育所	
連携施設の名称	西宮市立浜脇保育所	
連携協力の概要 集団保育、保育に関する相談・助言		

第6 職員の配置状況

職種	員数	常勤	非常勤	備考
施設長	1	1	0	
保育士	5	2	3	
保育従事者	2	0	2	
調理師	2	0	2	

[※]職員数は入所人数により変動することがあります。

第7 職員の勤務体制

職種	勤 務 体 制	備考
施設長	$7:00 \sim 18:00$	
保育士	$7:00 \sim 18:00$	シフト制
保育従事者	7:00 ~ 18:00	シフト制
事務員	8:30 ~ 16:30	

[※] シフトにより、各保育士及び保育従事者の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

第8 保育を提供する日、時間

開戸	斤曜日	月・火・水・木・金(祝日を除く)
原則時間 平日		$8:30 \sim 16:30$
開所時間 (延長保育)	平日	7:00 ~ 18:00

^{※ 12}月29日から1月3日は休所日となります。

第9 提供する保育の内容

当事業所は、保育所保育指針(平成 29 年厚生労働省告示第 117 号)に基づき、利用児童の心身の状況等に応じて、次に掲げる保育の提供等を適切に行います。

(1) 当事業所の保育理念

ゆったりとした家庭的な雰囲気の中でひとりひとりのお子様の個性を尊重した保育を行います

(2) 当事業所の保育の目標

あそびと生活(経験)を通して生きる力を育て、安心・安全な保育環境のもと健康と情緒の発達を図ります。

(4) 一日の流れ

随時 登園

自由あそび

9:30 おやつ 14:30 起床

散歩・制作等 15:00 おやつ

11:20 昼食 自由あそび

12:30 絵本タイム・午睡 随時 降園

[※] 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

[※] 朝7時時点で西宮市(該当地域)に特別警報が発令された時は、臨時休園になります。

(5) 年間行事計画

	行 事
春	・入園式 ・こどもの日
夏	・たなばた
秋	・ハロウィン
冬	・クリスマス会 ・お正月 ・節分 ・ひなまつり

- ※ 誕生会・身体測定・避難訓練は随時実施します
- ※ 年2回健康診断あり(6月・10月予定) 年1回歯科検診あり(10月予定)

(6) 給食の提供

西宮市の献立表に準じて「食事」「おやつ」の提供をします。

食物アレルギー等への対応あり(医師が記入した「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」) の提出を持って適切に対応します。

第10 利用料金

(1) 保育にかかる利用者負担額

支給認定を受けた西宮市が定める利用者負担額をお支払いいただきます。 (災害などで臨時休園した場合は保育料を日割計算し返金します)

(2) 延長保育にかかる費用

延長保育を利用された場合は、事業者が定める延長保育料をお支払いただきます。

第11 利用の終了に関する事項

入所児童が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

- (1) 入所児童が満3歳に到達して最初の3月31日を迎えたとき
- (2) 利用乳幼児の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき
- (3) その他、当事業所の利用を継続することが困難な事由があるとき

第12 嘱託医

以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

医频	医療機関の名称		日野小児科内科医院
医	師	名	日野 利治
所	在	地	西宮市久保町 10-26-104 号
電	話 番	号	0798-35-1003

医频	医療機関の名称		広本歯科クリニック
医	師	名	廣本 孝史
所	在	地	西宮市石在町 16-19
電	話 番	号	0798-81-3813

第13 緊急時等の対応方法

- ・入所児童に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等に連絡します。 また、嘱託医又は主治医に相談する等の措置を講じます。
- ・保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、当事業所が責任を持ってしかる べき対処を行いますので、あらかじめご了承願います。

第14 非常災害対策

- ・非常災害に関する具体的な安全計画を立て、施設の設備などの安全点検や園外を含む保育所での活動 の取り組みに対する安全確保のための指導を定めています。
- ・非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、 毎月1回以上、避難及び消火、救出、救急対応等必要な訓練を実施しています。
- ・防災士による AED を使用した救急法の指導を受けています(全職員)

第15 防犯、事故防止のための措置

・当事業所は、利用乳幼児の安全を確保するため、職員同士の連携を持つとともに、地域との連携も図る(札場筋派出所・児童民生委員等)

第16 児童虐待の防止のための措置

・当事業所は、「児童虐待の防止等の関する法律」第5条及び第6条により、虐待を受けたと思われるような傷やあざがあった場合等は通告義務があります。身体虐待・精神的な虐待(育児放棄や過度なしつけなど)について疑わしい時にも関係各所に報告することがあります。職員には虐待防止に関する研修を実施します。

第17 苦情等の受付について

相談・苦情解決責任者	氏名 井村 恭子 塚田 ひとみ 電話番号 0798-56-7894
受付方法	面談・文書・電話などの方法で受け付けています。

※この重要事項説明書の内容は、令和6年4月現在の情報です。